

高知県高等学校体育大会（予選会含む）における部員不足に伴う複数校合同チーム参加規程

1.趣旨

本規定は全国高等学校体育連盟が示す「部員不足に伴う複数校合同チーム参加規程」に基づき、高知県高等学校体育大会（以下県体）における、部員不足による複数校合同チーム（以下合同チーム）の参加について定めるものである。各校の学校教育活動に基づいた部活動（学校要覧等で定められた活動）を対象とし、部活動における成果を試す機会を確保するために定められたものである。（本規定策定により、合同チーム編成のために各学校で新たに部活動を設置することを促すものではない）また、勝利至上主義的な発想に基づくチーム編成であってはならない。

なお、部員不足に伴う合同チームで参加する場合は、下記2の条件を満たしているとともに、高知県高体連各専門部が定める「部員不足に伴う複数校合同チーム参加ガイドライン」の編成基準等に合致していることが必要となる。

2.条件

- (1) 合同チームの各校は、それぞれの学校教育活動に基づいて部活動が日常継続的に、責任ある顧問教員の指導の下に適切に行われていること。
- (2) 指定様式（様式2-1）により、定められた期限内に該当専門部へ申請し、高知県高体連会長より承認を得ること。※原則として期限を過ぎたものは認めない。
- (3) 合同チーム該当競技は以下の9競技
水球・バスケットボール・バレーボール・ハンドボール・サッカー・ラグビーフットボール
ソフトボール・(アイスホッケー)・(ホッケー)
※（ ）競技は本団体に専門部が無く、県体においても実施していない競技
- (4) 他県および広域通信制・混成課程による合同チームではないこと。
- (5) 合同チームの編成期間は、予選会参加申込から、当年度の全国高等学校総合体育大会終了時までとする。但し、一旦編成された合同チーム活動の継続性を担保するため、以下の特例を認める。

【特例】

前年度に合同チームで予選会に参加実績があり、年度を通して活動を継続した場合に限り、翌年度に部員不足を解消した場合でも、合同チームとしての活動を延期することができる。その場合、指定様式（様式2-2）により、定められた期限内に該当専門部へ申請し、高知県高体連会長より承認を得ること。※原則として期限を過ぎたものは認めない。

- (6) 合同チームの編成に関する申請は、各校の校長が承認の上、代表校長が行うこと。
学校ごとに取りまとめて提出する大会参加申込書については、各選手の所属校が分かるように記載し、代表校は作成した原簿を、その他の学校は申込書の「写し」を提出すること。
- (7) 合同チームの引率は、各校の校長が認める各校の職員又は校長から委嘱された部活動指導員とする。部活動指導員に引率を委嘱する校長は、高知県高等学校体育連盟会長に指定書式（県体一般・専門部要項内一部活動指導員大会引率）にて事前に届け出ること。また、各校より複数教員による引率ができない等、やむを得ない場合には各校の校長が合意した代表引率（部活動指導員は除く）とする。
- (8) 合同チームの監督・コーチ等は、各校の校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は、傷害・賠償責任保険（スポーツ安全保険等）に必ず加入すること。
- (9) 県や市町村が定めた規定があり、引率・監督等が本基準より限定された範囲内であればその規定に従うこと。
- (10) 大会に係る経費等は、各校で協議し按分すること。
- (11) 大会中に発生した傷病等については、合同チーム引率教員が生徒の所属に関わらず、適切に対応すること。（救護では応急処置のみの対応となる）また、各校において傷病等が発生した場合の対応を大会前に必ず協議しておくこと。（保護者連絡先の共有等）

附則

令和5年4月1日より施行

（令和6年4月1日一部改正）